

# 金融円滑化に対する当金庫の取組状況について

(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類)

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下、「中小企業金融円滑化法」といいます)第7条第1項の規定に基づき、当金庫が、同法第4条及び5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、並びに同法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を、次の通り開示いたします。

## 第1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令(以下、「府令」といいます)第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

大阪信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、資金繰りや返済条件変更などのご相談にも積極的に応じてまいりました。

このたびの「中小企業金融円滑化法」施行に伴い、金融円滑化に向けた取組みとして、今まで以上にお客さまからのご相談に迅速かつ柔軟に対応するため、本部並びに営業店の体制整備の強化をいたしました。

### 記

#### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、またお客さまから貸出条件の変更等を求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、その解決に向け、きめ細やかな対応を行ってまいります。

#### 2. 体制整備の強化

今回の「中小企業金融円滑化法」施行に伴い、本部に「金融円滑化管理委員会」を設置し、営業店には「金融円滑化ご相談窓口」を設けるとともに、「金融円滑化責任者」を任命し本部・営業店の連携強化を図りました。

#### 3. ご相談の受付窓口

##### 【営業店】

受付時間 午前9時～午後3時(土日祝を除く)  
場 所 金融円滑化ご相談窓口(全店に設置)  
なお、得意先担当がお伺いしている場合は直接、担当者にご相談下さい。またお電話での受付も行っておりますのでお取引いただいている営業店にお問い合わせ下さい。

##### 【本 部】

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝を除く)  
電話番号 0120-181-630 (ご相談専用フリーダイヤル)  
e-mail [enkatu@osaka-shinkin.co.jp](mailto:enkatu@osaka-shinkin.co.jp)  
担当部署 融資部

#### 4. 金融円滑化に対する苦情窓口

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝を除く)  
 電話番号 0120-731-630(専用フリーダイヤル)  
 担当部署 業務部

#### 5. 記録の保存

お客さまからの条件の変更等に関するご相談や苦情があった場合には、専用窓口での受付如何に関わらず、ご相談内容や苦情内容を正確に記録し、保存します。

### 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

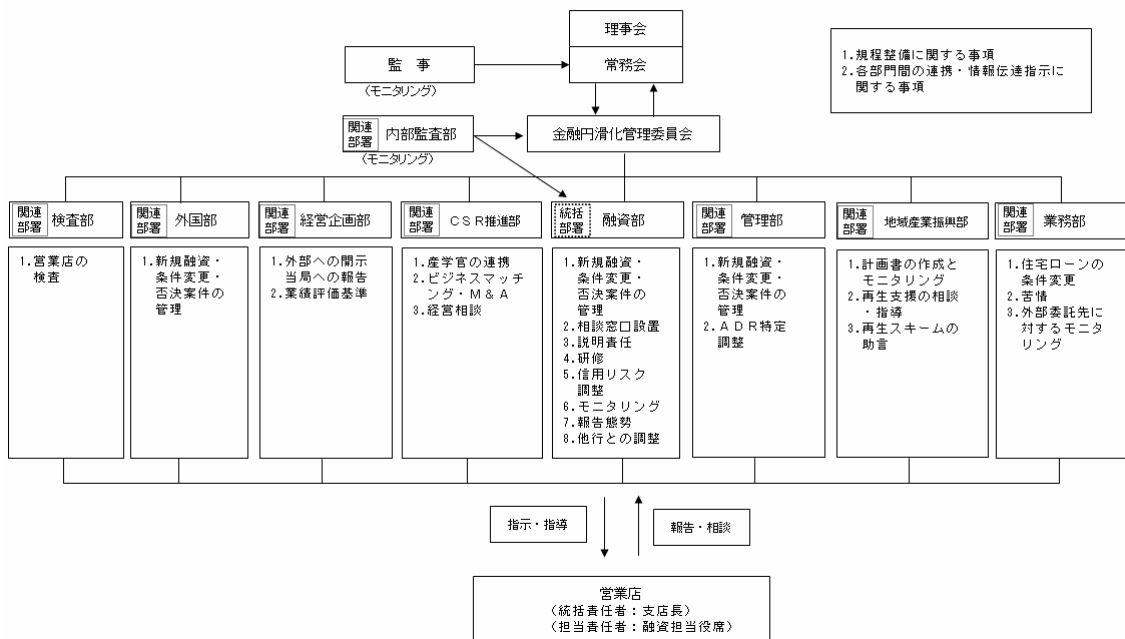
金融円滑化管理に関する管理態勢、報告態勢については、理事会において、「金融円滑化管理規程」を策定し、明確に規定しています。

営業店における金融円滑化管理の統括責任者は営業店長とし、お客さまからの貸出条件の変更等のご相談・お申込については適切に対応し、その内容を正確に記録・保存し、定期的又は必要に応じて、本部に報告を行います。

理事会は、金融円滑化管理の実効性を確保するため、金融円滑化管理委員会を設置し、金融円滑化管理態勢の整備・改善を図ります。

金融円滑化統括責任者は金融円滑化に関する営業店からの報告事項について必要ある場合は理事会等に付議・報告を行います。

#### 金融円滑化管理態勢図



### **第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5号の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項**

金融円滑化に関するご相談窓口を本部（融資部）並びに営業店に設置しました。  
また、金融円滑化に関する苦情に迅速に対応するため、苦情に関する専用窓口を別途設置しました。

### **第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項**

中小、零細企業に対する創業並びに再生支援に対する専門部署として平成15年9月に「地域産業振興部」を創設し、経営改善指導先を抽出し、経営改善計画書の作成等、経営支援、指導等を行っています。  
経済産業省より「中小企業応援センター」に採択され、取引先企業に対するコンサルティング機能を発揮するための事業を行っています。  
大阪府立大学に当金庫職員（中小企業診断士）を常駐派遣しており、実効性ある産学連携を推進しています。  
お客さまの事業価値を適切に見極める能力の向上を図るため、役職員に対し、勉強会、研修等を実施しています。

### **第5 中小企業金融円滑法第4条に基づく措置の実施状況**

別表1～4をご覧ください。

### **第6 中小企業金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況**

別表7～8をご覧ください。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名 **大阪信用金庫**  
金融機関コード **1630**  
業態 **信用金庫**  
地域 **近畿**

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	18,748	72,517						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	8,111	31,831						
うち、実行に係る貸付債権の額	4,636	24,632						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	17						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	3,466	6,724						
うち、取下げに係る貸付債権の額	9	458						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	10,637	40,686						
うち、実行に係る貸付債権の額	4,324	30,439						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	23	63						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	6,065	9,115						
うち、取下げに係る貸付債権の額	225	1,069						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名 **大阪信用金庫**  
金融機関コード **1630**  
業態 **信用金庫**  
地域 **近畿**

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1309	4936						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	371	1387						
うち、実行に係る貸付債権の数	170	1057						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	198	297						
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	31						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	938	3549						
うち、実行に係る貸付債権の数	400	2610						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	7						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	527	814						
うち、取下げに係る貸付債権の数	9	118						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

金融機関名 大阪信用金庫

金融機関コード 1630

業態 信用金庫

地域 近畿

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,800	11,356						
うち、実行に係る貸付債権の額	741	8,192						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	1,059	2,816						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	348						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

金融機関名 大阪信用金庫

金融機関コード 1630

業態 信用金庫

地域 近畿

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	106	499						
うち、実行に係る貸付債権の数	44	374						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	62	114						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	11						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表7) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

金融機関名 **大阪信用金庫**  
金融機関コード **1630**  
業態 **信用金庫**  
地域 **近畿**

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	427	2,235						
うち、実行に係る貸付債権の額	116	915						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	289	1,122						
うち、取下げに係る貸付債権の額	22	198						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 (債務者が住宅資金借入者である場合)

金融機関名 **大阪信用金庫**  
 金融機関コード **1630**  
 業態 **信用金庫**  
 地域 **近畿**

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	29	142						
うち、実行に係る貸付債権の数	5	61						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	22	70						
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	11						